

2019年度(令和元年度) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修委託実施要領

1 目的

「児童福祉司等及び要保護者児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 研修対象

児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者

3 研修期間

前期研修と後期研修の2期制とし、それぞれの実施期間は3日間で、前期と後期の研修の間は6ヶ月以内とする。なお、前期研修と後期研修の間に必ずOJTを実施すること。

【前期研修】 2019年(令和元年)10月2日(水)～10月4日(金)

【後期研修】 2020年(令和2年)1月28日(火)～1月30日(木)

4 実施機関及び研修場所

西日本こども研修センターあかし(兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7)

5 研修内容

(1) プログラム

前期研修及び後期研修のプログラムは、それぞれ「2019年度児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>実施要項(以下「前期実施要項」という。）」、「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<後期>実施要項(以下「後期実施要項」という。）」に定める。

(2) 研修講師

各科目を教授するのに適当と研修実施機関が認める者を講師とする。

(3) 受講証明

前期研修終了後及び後期研修終了後に、様式1「受講証明」を交付する。

6 申込手続き

(1) 申込方法

各児童相談所において、西日本こども研修センターあかしのホームページ又は電子メールにて申し込む。

(2) 申込期間

【前期研修】 2019年(令和元年)7月30日(火)～8月20日(火)

【後期研修】 2019年(令和元年)9月20日(金)～10月11日(金)

(3) 参加者決定

申込締切り後数日で、申込者本人宛に参加決定通知書を送付する。

7 その他

演習に活用するために前期実施要項に定める事前課題の提出を求める他、前期研修と後期研修の間に実施するOJTの一環として後期実施要項に定める事前課題の提出を求める。

受講証明

<《勤務先名称》>

《氏名》 様

あなたは本センターが実施した 年度児童相談所
児童福祉司スーパーバイザー義務研修 前期／後期研修
(年 月 日 ～ 月 日) において
下記の科目を受講したことを証します

記

科 目	受講状況
【講義 1】子どもの権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	
【演習 1】子ども家庭支援のためのケースマネジメント	
【演習 2】子どもの面接・家族の面接	
【演習 3】子ども虐待対応 1 - 特別な支援が必要な事例の理解 -	
【演習 4】社会的養護におけるファミリーソーシャルワーク	
【演習 5】子ども虐待対応 2 - 性的虐待への対応 -	
【演習 6】社会的援護における自立支援	
【講義 2】スーパービジョンの基本	
【演習 7】スーパービジョンの基本 1	

年 月 日

一般財団法人あかしこども財団
西日本こども研修センターあかし
センター長 小林 美智子